

公共施設のあり方検討委員会の答申を受けた取組状況の評価及び提言（案）

【群馬県介護研修センター】

- 介護部門について、研修の実習等の場としての利用や施設職員の処遇に配慮しつつ民間譲渡したことは、答申の考え方を踏まえた対応であり評価できる。
- 一方で、研修内容や職員体制を拡充したことで管理運営費への一般財源の充当額が介護部門の譲渡前よりも増加している。費用対効果を分析し、受益者負担や管理運営方法について、25年度の予算や組織体制の検討から継続的に見直していくことが必要である。
- 管理運営主体について、介護職員の確保及び資質向上は社会的な重要課題であり、研修や事業の企画立案は、引き続き県が責任を持ち特色ある研修等を行っていくことが必要とされているが、講義・実習や事業実施は、外部委託の活用も含め、効率的な実施方法を合わせて検討すべきである。

参考1 委員会での主な意見

- ・ 見直し前後の管理運営費を比較すると現在の方が一般財源の額が増えてしまっている。
- ・ 研修内容や人員を増やした分の効果があればコストをかけること自体が悪いとは思わないが、県民に対してそれだけの効果があったか。
- ・ 研修について、他県での実施状況や民間での研修能力を考えたときに、コストをかけても県が直営した方がよい内容か。
- ・ 民間委託と比較した上で、質的なレベルの維持と経費との釣り合いをどこで取っていくかを考え、県直営か委託かを継続的に検討していくことが必要である。
- ・ 受講料を徴収していない研修がある。県民の福祉の向上につながるので県費で負担するという考えもあるが、受講者の受益者負担という考えもあり、十分な説明又は再検討が必要である。
- ・ 何でも予算を削るのがよいことだとは思わない。例えば「ぐんま認定介護福祉士」は群馬オリジナルのものであり、介護に関する群馬スタンダードのようなものを明風園と連携して作ることができたらよい。
- ・ 高齢者介護の分野でも、よい意味で群馬らしさを出していけるよい。

参考2 公共施設のあり方検討委員会答申(中間報告書)後の介護研修センターの取組状況

- ・ 「県立高齢者介護総合センター」の見直し（平成22年4月1日）
 介護部門：社会福祉法人群馬県社会福祉事業団へ譲渡（建物は無償譲渡、敷地は無償貸与）
 →「特別養護老人ホーム明風園」
 研修部門：県の地域機関として「群馬県介護研修センター」を設置し県直営で継続
- ・ 明風園の移譲後の状況
 - 利用状況：平成22年度は、稼働率が引継ぎ直後に落ち込んだが夏以降は回復した。定員増やデイサービスの土曜日開所など利用者増加策にも取り組んでいる。
 - 収支状況：平成22年度の事業活動収支は、収入354,798,269円、支出368,663,319円で△13,865,050円の赤字だが、引継ぎ初年度の特殊要因によるものであり、平成23年度以降は改善の見通しが立っている。

- 介護研修センターとの連携等：当初は手探りの状況もあったが、事業団にも研修指導センターを設置し、職員の意識は前向きに変化している。
- ・ 介護研修センターの取組状況
 - 職員体制：11人
 - 実施事業
 - 認知症介護研修（県独自の2研修のほか、厚生労働省のカリキュラムに沿った5研修を実施（うち3研修は市町村の介護保険の事業所指定要件である）。平成22年度は延べ1,226人が受講。）
 - 高齢者ケア専門研修（必要とされる研修を毎年度見直しながら実施。平成22年度は5研修を実施し、延べ283人が受講。）
 - ぐんま認定介護福祉士（基本過程）養成講習（県独自の認定制度である「ぐんま認定介護福祉士」認定試験の要件研修。平成22年度は2回実施し、149名受講し、142名が認定取得。）
 - 認知症コールセンター事業（平成22年9月から、専用電話を設置して一般県民からの相談に応じている。）
- 管理運営費(単位：千円)

	平成22年度 (決算額)	平成23年度 (予算額)	(参考)平成21年度 (決算額)
収入	108,943	141,014	405,249
雑入(研修負担金等)	11,850	10,580	9,607
一般財源	96,543	120,377	73,182
介護保険料	265	0	321,920
その他(受託収入、国庫補助等)	285	10,057	540
支出	108,943	141,014	405,249
人件費	90,636	96,624	306,852
介護研修等実施	18,307	44,390	9,803
介護部門運営費	0	0	88,594

※ 平成21年度は旧高齢者介護総合センターの決算額(介護部門の人件費、事業費を含む)。職員数は全体で64人(うち研修専担3.5人程度)。

参考3 公共施設のあり方に関する中間報告書における答申内容(平成20年10月20日)

(1) 施設の必要性について

- ① 民間にできることは民間に任せるのが基本であり、県が特別養護老人ホームを直営する必要性は低いので、介護サービス部門は民営化することが適当である。
- ② 研修部門については、介護職員等の質的な向上は大きな課題であり、介護現場での研修の実施が不可欠であることから、県の財政負担も含めて、県が責任をもって、介護現場と一体化した形で実施していく必要がある。

(2) 管理運営主体について

- ① 介護サービス部門の譲渡の検討に当たっては、県との連携による介護研修の実習等の場としての一体的な運営を考慮し検討すべき。
- ② 特別養護老人ホームは県が引き続き設置し、その運営に責任を果たしていく必要性の低い施設であることから、県立を前提とする指定管理者制度の導入は適当でない。

(3) その他

民営化に当たっては、施設職員の処遇について十分配慮願いたい。